

交通費・謝礼規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新しき村（以下「当法人」という。）の役員、当法人の会議への出席、又は村外会員・ボランティアの人が当法人の業務の一部を補佐するときに支給する金額に関して定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当法人の役員・村外会員・当法人のため働くボランティアに適用する。

(役員に対する支払)

第3条 評議員会・理事会に出席した役員は、会議毎に以下の金額を支払う。

交通機関を利用する場合は、駅から当法人までタクシー利用することが必要であることを考慮して、1回につき3,000円を支払う。自家用自動車を利用するときは、距離により1,000円～3,000円とする。

役員が当法人の業務遂行のため来村又は他のところへ出向くときは、1回毎上記の金額を支払う。

(ボランティアに対する支払)

第3条 当法人の業務を行うボランティアに対しては、1日に4時間以上業務を行った人に対して、交通費（上限を3,000円とする。）と弁当代として1,000円を支払う。

(改定)

第5条 当法人は、当法人の経営状況及び業績等の変化により必要があるときは、この規程を理事会の決議をもって改定することができる。

附 則 この規程は令和5年3月20日から施行する。